

山形県日本語教室開催支援事業費補助金

令和6年度 募集案内



◆新たに日本語教室を開催しませんか？開催費用を助成します◆

【交付申請期限】教室開催（又は受講）の最初の日の30日前まで

募集対象団体等

企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村、市町村国際交流協会

補助金の額

26万円を上限に補助金を交付します。
(補助率1/2、千円未満切捨て)

補助対象事業

※令和6年度、
新たに開設する
場合のみ対象

- ①日本語教室を開催する事業
県内で就労している外国人を
対象として日本語教室を開催する事業
- ②日本語教室を受講させる事業
(企業等・監理団体・登録支援機関のみ)
日本語教育団体等が開催する
日本語教室に外国人従業員を通わせる
事業

補助対象経費

※課税事業者の場合、
消費税は補助対象外
となります。

- ①日本語教室を開催する事業
・講師の謝金や講師の旅費 ・教材購入費
・教材印刷費（印刷業者に外注する場合に限る）
・会場借上料 ・日本語教育団体等への委託料
- ②日本語教室を受講させる事業
(企業等・監理団体・登録支援機関のみ)
・受講者の旅費（通勤手当対象外の区間に限る）
・受講料（教材費を含む）

応募の詳細については、山形県ホームページから

補助金交付要綱をご確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/>



県ホームページトップページ
> 教育・文化 > 国際関係
> 多文化共生

補助金の手続きの流れ

※下線部は応募者（補助事業者）が行う手続き等です。

交付申請

教室開催（又は受講）の最初の日の30日前まで

申請書審査・交付決定

申請書の内容を審査し、補助金の交付について決定します。
決定の内容を申請者へ通知します。

事業実施

交付決定日以降、事業を実施（教室を開催）します。

- ◆補助金の概算払を受けることができます場合があります。
- ◆補助対象経費とするためには、交付決定日以降に契約し、
令和7年2月28日までに支払完了する必要があります。
- ◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状
況を撮影した写真を整理・保管してください。

実績報告

事業完了後30日以内又は令和7年3月7日（金）のいずれ
か早い日までに事業実績報告書を提出してください。

実績確認

補助事業に関する書類や領収書の写し、事業実施状況を撮影
した写真等で事業の実績を確認します。

補助金額確定・支払

事業実績に基づいて補助金額を確定して通知の上、お支払い
します。

【補助金の内容に関するお問い合わせ先】

山形県みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 電話：023-630-2123

